

○「令和6年4月改正版」むつ市介護予防マネジメントマニュアルマニュアルの変更点
「むつ市介護予防マネジメントマニュアル」は平成29年度介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始されるにあたり作成され、令和3年度介護報酬改定の際に一部変更を行いました。令和6年度介護報酬改定に伴い、下記のとおり、一部変更を行います。令和6年度6月改正版の変更点は以下に赤字標記しています。

ページ数	変更前	変更後
目次	<p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容・・・・・・・・・・21</p> <p>2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方・・・・・・・・・・22</p> <p>3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方・23</p> <p>4 利用者との契約・・・・・・・・・・23</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）・・・・・・・・・・24</p> <p>6 介護予防ケアマネジメントの報酬・・・・・・・・・・30</p> <p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求・・・・・・・・・・30</p>	<p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容・・・・・・・・・・21</p> <p>2 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方・・・・・・・・・・22</p> <p>3 介護予防ケアマネジメントの類型と考え方・23</p> <p>4 利用者との契約・・・・・・・・・・23</p> <p>5 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）・・・・・・・・・・24</p> <p>6 介護予防ケアマネジメントの報酬・・・・・・・・・・30</p> <p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求・・・・・・・・・・31</p>
2	<p>1 高齢者を取り巻く環境 (略)</p> <p>つまり、今までの介護予防や生活支援のあり方では、今後の少子高齢化に対応することが困難な事態が起きています。</p> <p>そこで、住民等による多様なサービス、地域の支え合いの体制づくりが必要とされ、旧介護予防訪問介護相当サービス等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供することが可能な仕組みである「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行することとなりました。</p>	<p>1 高齢者を取り巻く環境 (略)</p> <p>それまでの介護予防や生活支援のあり方では、今後の少子高齢化に対応することが困難な事態となり、住民等による多様なサービス、地域の支え合いの体制づくりが必要とされました。</p> <p>そこで、平成29年度に、それまでの介護予防や生活支援体制が、旧介護予防訪問介護相当サービス等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供することが可能な仕組みである「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行されました。</p>
4	<p>[図2] [図2] 総合事業のサービス構成</p>	<p>[図2] ※口は、令和6年4月時点でむつ市で実施</p> <p>【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成</p> <p>※「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)より抜粋</p>

4 4 一般介護予防事業とは(略)

本市が実施する総合事業

一般介護予防事業 対象者:第1号被保険者のすべての者、その支援のための活動に係る者

⇒**介護予防普及啓発事業**

- ・介護予防普及啓発(講話、パンフレット・チラシの配布)
- ・元気☆はつらつ運動教室
- ・介護予防講演会(口腹・栄養・認知症予防)
- ・介護予防事業説明会
- ・介護予防講座
- ・介護予防セミナー

⇒**地域介護予防活動支援事業**

- ・ボランティア運営型介護予防運動
- ・ボランティア運営型地域サロン
- ・住民主体型介護予防運動

4 4 一般介護予防事業とは(略)

本市が実施する一般介護予防事業

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

- ・元気☆はつらつ運動教室
- ・介護予防講演会(認知症予防講演会)
- ・介護予防セミナー
- ・介護予防講座
- ・パンフレット等の配布

地域介護予防活動支援事業

- ・地域サロン、介護予防運動
- ・ボランティア研修
- ・いきいき百歳体操
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・いきいき百歳体操への理学療法士等の派遣

5 [表1] [表1] 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス(第1号訪問事業)

②通所型サービス(第1号通所事業)

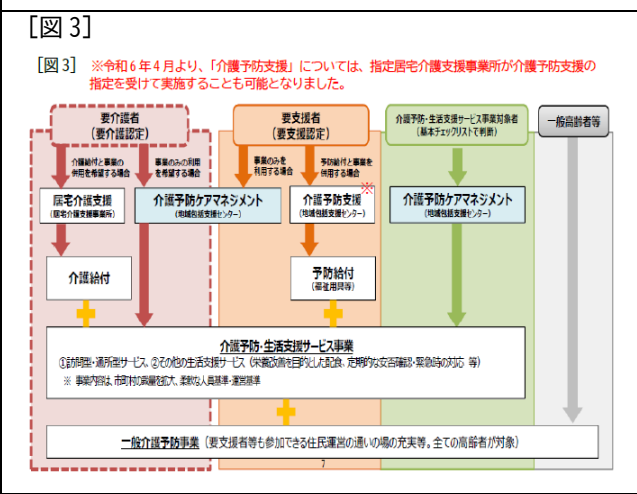
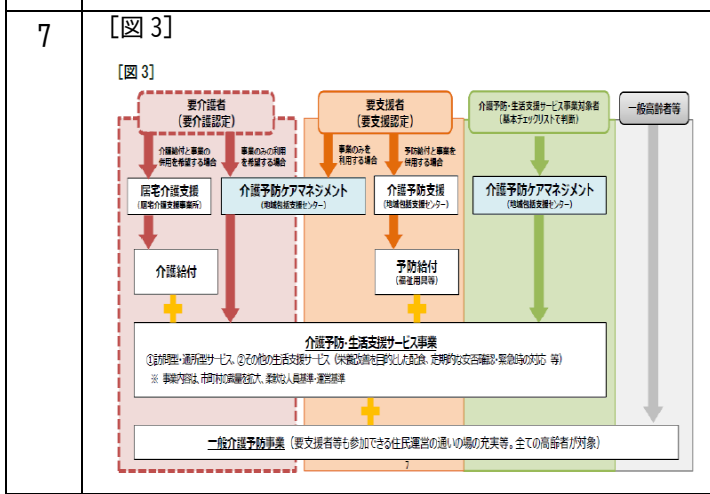
サービス種別	現行の訪問介護相当	①訪問型サービスA(個別によるサービス)	②訪問型サービスB(住民主体による活動)	③訪問型サービスC(保健師等による居宅での相談指導)	④訪問型サービスD(移動前後の生活支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による身体介護、生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移動前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ※認知機能低下により日常生活に支障がある ※認知症(軽度)が認められ、専門サービスが利用可能な者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3ヶ月以上の短期間でケアが必要	○体力的な改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3ヶ月以上の短期間でケアが必要	○状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要	○状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報等の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供費(※)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

5 [表1] [表1] ※ を実施

①訪問型サービス

②通所型サービス

サービス種別	現行の訪問介護相当	①訪問型サービスA(個別によるサービス)	②訪問型サービスB(住民主体による活動)	③訪問型サービスC(保健師等による居宅での相談指導)	④訪問型サービスD(移動前後の生活支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による身体介護、生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移動前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ※認知機能低下により日常生活に支障がある ※認知症(軽度)が認められ、専門サービスが利用可能な者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3ヶ月以上の短期間でケアが必要	○体力的な改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3ヶ月以上の短期間でケアが必要	○状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要	○状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが要
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報等の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供費(※)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	



【図 5】
【図 5】

基本チェックリスト

◎ 該当基準：下記のいずれかに該当

No.	質問項目	回答
No.1	1. 1人で電車やバスで外出していますか	はい
No.2	2. 日用品の買い物をしていますか	はい
No.3	3. 散歩や外出を楽しんでいますか	はい
No.4	4. 友人の家に遊びに行きますか	はい
No.5	5. 家族や友人の集まりに参加していますか	はい
No.6	6. 歯磨きをする習慣がありますか	はい
No.7	7. 歯を磨くのが面倒くさくありませんか	はい
No.8	8. 1日お風呂を洗っていますか	はい
No.9	9. この1年間に転んだことがありますか	はい
No.10	10. 転倒に対する対策はありますか	はい
No.11	11. 1か月間で2〜3回以上の体重減少がありますか	はい
No.12	12. 体重が減少していると感じますか	はい
No.13	13. 半年前と比較して口の痛みがひどくなりましたか	はい
No.14	14. 口を開けたり物を噛むことができませんか	はい
No.15	15. 口の痛みがひどいと感じますか	はい
No.16	16. 閉じこもり傾向がありますか	はい
No.17	17. 閉じこもり傾向がひどいと感じますか	はい
No.18	18. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.19	19. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.20	20. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.21	21. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.22	22. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.23	23. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.24	24. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.25	25. 認知機能が低下していると感じますか	はい

No.1~20 10項目以上該当
 No.6~10 運動機能 3つ以上該当
 No.11、12 栄養状態 2つとも該当
 No.13~15 口腔機能 2つ以上該当
 No.16、17 閉じこもり No.16に該当
 No.18~20 認知機能 1つ以上該当
 No.21~25 うつ病の可能性 2つ以上該当

【図 5】

基本チェックリスト

◎ 該当基準：下記のいずれかに該当

No.	質問項目	回答
No.1	1. 1人で電車やバスで外出していますか	はい
No.2	2. 日用品の買い物をしていますか	はい
No.3	3. 散歩や外出を楽しんでいますか	はい
No.4	4. 友人の家に遊びに行きますか	はい
No.5	5. 家族や友人の集まりに参加していますか	はい
No.6	6. 歯磨きをする習慣がありますか	はい
No.7	7. 歯を磨くのが面倒くさくありませんか	はい
No.8	8. 1日お風呂を洗っていますか	はい
No.9	9. この1年間に転んだことがありますか	はい
No.10	10. 転倒に対する対策はありますか	はい
No.11	11. 1か月間で2〜3回以上の体重減少がありますか	はい
No.12	12. 体重が減少していると感じますか	はい
No.13	13. 半年前と比較して口の痛みがひどくなりましたか	はい
No.14	14. 口を開けたり物を噛むことができませんか	はい
No.15	15. 口の痛みがひどいと感じますか	はい
No.16	16. 閉じこもり傾向がありますか	はい
No.17	17. 閉じこもり傾向がひどいと感じますか	はい
No.18	18. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.19	19. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.20	20. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.21	21. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.22	22. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.23	23. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.24	24. 認知機能が低下していると感じますか	はい
No.25	25. 認知機能が低下していると感じますか	はい

No.1~20 10項目以上該当
 No.6~10 運動機能 3項目以上該当
 No.11、12 栄養状態 2項目とも該当
 No.13~15 口腔機能 2項目以上該当
 No.16、17 閉じこもり No.16に該当
 No.18~20 認知機能1項目以上該当
 No.21~25 うつ病の可能性 2項目以上該当

12

基本チェックリストの実施者

基本チェックリストは、市役所本庁舎に相談に来所した場合は**高齢者福祉課**地域包括支援センター職員が、市役所分庁舎に来所した場合は**市民生活課**職員が実施します。
(略)

基本チェックリストの実施者

基本チェックリストは、市役所本庁舎に相談に来所した場合は**介護保険課**地域包括支援センター職員が、市役所分庁舎に来所した場合は**川内庁舎・大畑庁舎市民生活課職員、脇野沢庁舎総合課**職員が実施します。
(略)

12

基本チェックリストの受付

(略)
(例1) 令和3年4月30日認定切れの場合は、(略)
(例2) 令和3年5月31日認定切れの場合は、(略)

基本チェックリストの受付

(略)
(例1) 令和6年4月30日認定切れの場合は、(略)
(例2) 令和6年5月31日認定切れの場合は、(略)

13

事業対象者の基本チェックリストの情報提供

事業対象者の基本チェックリストについては、提出先の**各分庁舎市民生活課又は市役所本庁舎(直営の地域包括支援センター)**にて写しの交付ができます。
(略)

事業対象者の基本チェックリストの情報提供

事業対象者の基本チェックリストについては、提出先の**市役所本庁舎又は川内庁舎・大畑庁舎市民生活課、脇野沢庁舎総合課**にて写しの交付ができます。
(略)

15

10 事業対象者の区分支給限度額

事業対象者の区分支給限度額は[表3]のとおりですが、利用者の状態によっては、上限10,531単位までの範囲で、支給限度額の拡大が可能となります。その場合、市に「**事業対象者における区分支給限度額変更申請書※4**」と添付書類(介護予防サービス支援計画書・サービス担当者会議の要点)の提出が必要となります。

10 事業対象者の区分支給限度額

事業対象者の区分支給限度額は[表3]のとおりですが、利用者の状態によっては、上限10,531単位までの範囲で、**支給限度額の拡大が可能となります**。その場合、市に「**事業対象者に係る区分支給限度額変更申請書※4**」と添付書類(介護予防サービス支援計画書・サービス担当者会議の要点)の提出が必要となります。

15

区分支給限度額対象サービス

(略)
◆事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合のみ給付管理を行います。
□訪問型サービスのうち**現行**の訪問介護相当
□通所型サービスのうち**現行**の通所介護相当
(略)

区分支給限度額対象サービス

(略)
◆事業対象者については、指定事業者のサービスを利用する場合のみ給付管理を行います。
□訪問型サービスのうち**従前**の訪問介護相当
□通所型サービスのうち**従前**の通所介護相当
(略)

16	<p>サービスの日割り算定について</p> <p>総合事業のうち、現行相当の訪問型サービス・通所型サービスについては、(略)</p> <p>その他の起算日及び終了日については、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)」資料 I-9 をご覧ください。</p>	<p>サービスの日割り算定について</p> <p>総合事業のうち、従前相当の訪問型サービス・通所型サービスについては、(略)</p> <p>その他の起算日及び終了日については、令和6年5月10日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)の一部訂正」資料 I-9 をご覧ください。</p>
19	<p>住所地特例対象者における必要な事務手続き</p> <p>○要支援認定をする場合 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③ 利用者は施設所在市町村(むつ市)の地域包括支援センターと介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約</div> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑦ 担当の地域包括支援センターでは、むつ市の請求の仕方(P33参照)に則って、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費を、国保連またはむつ市へ請求</div> <p>○事業対象者の場合 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">③ 施設所在市町村(むつ市)は介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を保険者市町村(A市)に送付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">③ 利用者は施設所在市町村(むつ市)の地域包括支援センターと介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">④ 保険者市町村(A市)は、被保険者証に「事業対象者」、「担当地域包括支援センター名」等を記載し、利用者へ郵送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">④ 保険者市町村(A市)は、被保険者証に「事業対象者」、「担当地域包括支援センター名」等を記載し、利用者へ郵送</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">⑤ 担当の地域包括支援センターでは、むつ市の請求の仕方(P30参照)に則って、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費を、国保連またはむつ市へ請求</div>	<p>住所地特例対象者における必要な事務手続き</p> <p>○要支援認定をする場合 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③ 利用者は施設所在市町村(むつ市)の地域包括支援センターと介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約 <small>(介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所と介護予防支援の契約をする場合は、令和6年4月26日付事務連絡「指定居宅介護支援事業所が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」を参照)</small></div> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑦ 担当の地域包括支援センターでは、むつ市の請求の仕方(P31参照)に則って、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費を、国保連またはむつ市へ請求</div> <p>○事業対象者の場合 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">③ 施設所在市町村(むつ市)は介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書及び被保険者証を保険者市町村(A市)に送付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">③ 利用者は施設所在市町村(むつ市)の地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメントの契約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">④ 保険者市町村(A市)は、被保険者証に「事業対象者」、「担当地域包括支援センター名」等を記載し、利用者へ郵送</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">④ 保険者市町村(A市)は、被保険者証に「事業対象者」、「担当地域包括支援センター名」等を記載し、利用者へ郵送</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">⑤ 担当の地域包括支援センターでは、むつ市の請求の仕方(P31参照)に則って、介護予防ケアマネジメント費を、国保連またはむつ市へ請求</div>
21	<p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容 (略)</p> <p>ご注意いただきたいのは、「介護予防ケアマネジメント」と従来の「介護予防支援」との区別です。総合事業のサービス事業を利用する方でも、従来の介護予防支援にてケアプランを立てる方もいます。 (略)</p>	<p>第2章 介護予防ケアマネジメント</p> <p>1 事業内容 (略)</p> <p>ご注意いただきたいのは、「介護予防ケアマネジメント」と「介護予防支援」との区別です。総合事業のサービス事業を利用する方でも、介護予防支援にてケアプランを立てる方もいます。 (略)</p>

23

[表 6]

[表 6]

当市の介護予防ケアマネジメントの種類

□は、平成29年度時点でもつ市で実施

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントB (略称化したケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
対象ケース	●訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを利用するケース ●訪問型・通所型サービスを利用するケース	●ケアマネジメントA又はC以外のケース	●ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービス、一般介護予防事業等の利用につなげるケース
内容	【アセスメント→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプランの確定・交付→サービス開始→モニタリング】	緩和した基準によるケアマネジメント 【アセスメント→ケアプラン原案作成(→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプランの確定・交付→サービス開始(→モニタリング※間隔をあけて必要時時期を決定))】	初回のみケアマネジメントを実施 【アセスメント→ケアマネジメント結果案作成→利用者への説明・同意→利用するサービス提供者等への説明・交付→サービス開始】 ※その後は事業者より適時情報提供を受け、必要に応じて関与
様式	別に示したとおり、現在介護予防支援で使用している様式をそのまま使用して可		
報酬単価	・介護予防ケアマネジメント費 400単位 ・初回加算 300単位 ・委託運賃加算 300単位	基本報酬+担当者会議+モニタリング実働相当単価	基本報酬+初回加算を踏まえた単価
報酬の請求			
利用者負担		なし	
サービス提供者		地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)	

[表 6]

[表 6] 当市の介護予防ケアマネジメントの種類

※□は、令和6年4月時点でもつ市で実施

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントB (略称化したケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
対象ケース	●訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを利用するケース ●訪問型・通所型サービスを利用するケース	●ケアマネジメントA又はC以外のケース	●ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービス、一般介護予防事業等の利用につなげるケース
内容	【アセスメント→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプランの確定・交付→サービス利用開始→モニタリング】	緩和した基準によるケアマネジメント 【アセスメント→ケアプラン原案作成(→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプランの確定・交付→サービス利用開始(→モニタリング※間隔をあけて必要時時期を決定))】	初回のみケアマネジメントを実施 【アセスメント→ケアマネジメント結果案作成→利用者への説明・同意→利用するサービス提供者等への説明・交付→サービス利用開始】 ※その後は事業者より適時情報提供を受け、必要に応じて関与
様式	別に示したとおり、介護予防支援で使用している様式をそのまま使用して可		
サービス提供者		地域包括支援センター(地域包括支援センターより委託された居宅介護支援事業所)	

23

4 利用者との契約

24

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係わる契約書(個人用)」と、「地域包括支援センター重要事項説明書」「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書」とともに、契約の締結を行います。

4 利用者との契約

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係わる契約書(個人用)」と、「地域包括支援センター重要事項説明書」「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書」とともに、契約の締結を行います。

(地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、令和6年4月26日付事務連絡「指定居宅介護支援事業所が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」を参照してください。)

24

実施主体

地域包括支援センターにおいて実施しますが、**従来の介護予防支援と同様に**、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することが可能です。(略)

実施主体

地域包括支援センターにおいて実施しますが、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することが可能です。(略)

24

居宅介護支援事業所への一部委託

これまでの介護予防支援の場合と同様、委託元の地域包括支援センターでは、ケアプラン等のチェックや必要書類の提出を受け、請求及び給付管理票の国保連への送付を行います。
(略) ケースによって、担当の地域包括支援センターと協議を行ってください。

居宅介護支援事業所への一部委託

委託元の地域包括支援センターでは、ケアプラン等のチェックや必要書類の提出を受け、請求及び給付管理票の国保連への送付を行います。
(略) ケースによって、担当の地域包括支援センターと協議を行ってください。

(地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、令和6年4月26日付事務連絡「指定居宅介護支援事業所

		が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」を参照してください。)																		
26	実施の手順 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) 介護予防ケアマネジメントの開始</div> ①アセスメント (課題分析) (略) その際に活用できるツールとして、添付の「興味・関心チェックシート」をご参照ください。	実施の手順 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(3) 介護予防ケアマネジメントの開始</div> ①アセスメント (課題分析) (略) その際に活用できるツールとして、「興味・関心チェックシート」をご参照ください。																		
28	[表 7] [表 7]参照 <div style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課題</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セルフケア 清潔・整容、排せつの自立、 TP0に応じた更衣、 服薬管理、健康に留意した食事・運動など</td> <td>健康：毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動を日々続ける、自分で服薬管理する 日常生活：起床から就寝まで規則正しい生活リズムで過ごす、TP0に応じた身支度を する</td> </tr> <tr> <td>家庭生活 日常の買い物、食事の準備、掃除・洗濯・ ゴミ捨てなどの家事、簡単な家の修理・電 球の交換・水やり・ペットの世話など</td> <td>家事：炊事・掃除・洗濯などを自分でする 用事：買い物や銀行の用事を自分でします</td> </tr> <tr> <td>対人関係 家族や友人への気配り・支援、近所の人・ 友人・同僚との人間関係づくりと保持、夫 婦・親密なパートナーとの良好な関係保持 など</td> <td>関係：家族と仲良く過ごす、近所の人とい い関係で過ごす 役割：庭の草むしりや孫の世話など家族の 用事や世話を する 他者への支援：誰かの助けをしたり、相 談者になる</td> </tr> <tr> <td>主要な生活領域 (仕事と雇用、経済生活) 自営業の店番・田んぼの見回りなどの仕事、 ボランティアや奉仕活動など人の役に立つ 活動、預貯金の出し入れ</td> <td>仕事：店番や畑仕事など自営業の手伝いを 続ける 活動：地域の奉仕活動に参加 経済生活：預貯金の出し入れや管理</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション 家族や友人への手紙やメール、家族や友人 との会話、電話での会話</td> <td>家族や友人との会話や電話、手紙やメール のやりとりを続ける</td> </tr> <tr> <td>運動と移動 自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移 動、移動にバス・電車・他人が運転する自動 車を使用、自分で自動車や自転車を使って 移動</td> <td>外出：週に2回は買い物に行く、展覧会、 公園など行きたいところに外出する 旅行：家族や友人と2泊3日の旅行に行く</td> </tr> <tr> <td>知識の応用 (判断・決定) 日常生活に関する内容について、自分で判 断・決定</td> <td>何か起こったら自分で判断する、自分のこ とは自分で決める</td> </tr> <tr> <td>コミュニティライフ・社会生活・市民生活 友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候 補者を決めて投票、自治会や老人会の年行 事・お祭りへの参加など</td> <td>交流・参加：自治会のお祭りに参加、老人 会の行事に参加、候補者を決めて投票 楽しみ；趣味の会に参加する、週に1回外 出する、趣味を持つ</td> </tr> </tbody> </table> <small>(介護予防マニュアル改定委員会(2011.3)「介護予防マニュアル改訂版」三養総合研究所)</small>	課題	目標	セルフケア 清潔・整容、排せつの自立、 TP0に応じた更衣、 服薬管理、健康に留意した食事・運動など	健康：毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動を日々続ける、自分で服薬管理する 日常生活：起床から就寝まで規則正しい生活リズムで過ごす、TP0に応じた身支度を する	家庭生活 日常の買い物、食事の準備、掃除・洗濯・ ゴミ捨てなどの家事、簡単な家の修理・電 球の交換・水やり・ペットの世話など	家事：炊事・掃除・洗濯などを自分でする 用事：買い物や銀行の用事を自分でします	対人関係 家族や友人への気配り・支援、近所の人・ 友人・同僚との人間関係づくりと保持、夫 婦・親密なパートナーとの良好な関係保持 など	関係：家族と仲良く過ごす、近所の人とい い関係で過ごす 役割：庭の草むしりや孫の世話など家族の 用事や世話を する 他者への支援：誰かの助けをしたり、相 談者になる	主要な生活領域 (仕事と雇用、経済生活) 自営業の店番・田んぼの見回りなどの仕事、 ボランティアや奉仕活動など人の役に立つ 活動、預貯金の出し入れ	仕事：店番や畑仕事など自営業の手伝いを 続ける 活動：地域の奉仕活動に参加 経済生活：預貯金の出し入れや管理	コミュニケーション 家族や友人への手紙やメール、家族や友人 との会話、電話での会話	家族や友人との会話や電話、手紙やメール のやりとりを続ける	運動と移動 自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移 動、移動にバス・電車・他人が運転する自動 車を使用、自分で自動車や自転車を使って 移動	外出：週に2回は買い物に行く、展覧会、 公園など行きたいところに外出する 旅行：家族や友人と2泊3日の旅行に行く	知識の応用 (判断・決定) 日常生活に関する内容について、自分で判 断・決定	何か起こったら自分で判断する、自分のこ とは自分で決める	コミュニティライフ・社会生活・市民生活 友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候 補者を決めて投票、自治会や老人会の年行 事・お祭りへの参加など	交流・参加：自治会のお祭りに参加、老人 会の行事に参加、候補者を決めて投票 楽しみ；趣味の会に参加する、週に1回外 出する、趣味を持つ	[表 7] (削除)
課題	目標																			
セルフケア 清潔・整容、排せつの自立、 TP0に応じた更衣、 服薬管理、健康に留意した食事・運動など	健康：毎年健診に行く、体にいいと思う食事や運動を日々続ける、自分で服薬管理する 日常生活：起床から就寝まで規則正しい生活リズムで過ごす、TP0に応じた身支度を する																			
家庭生活 日常の買い物、食事の準備、掃除・洗濯・ ゴミ捨てなどの家事、簡単な家の修理・電 球の交換・水やり・ペットの世話など	家事：炊事・掃除・洗濯などを自分でする 用事：買い物や銀行の用事を自分でします																			
対人関係 家族や友人への気配り・支援、近所の人・ 友人・同僚との人間関係づくりと保持、夫 婦・親密なパートナーとの良好な関係保持 など	関係：家族と仲良く過ごす、近所の人とい い関係で過ごす 役割：庭の草むしりや孫の世話など家族の 用事や世話を する 他者への支援：誰かの助けをしたり、相 談者になる																			
主要な生活領域 (仕事と雇用、経済生活) 自営業の店番・田んぼの見回りなどの仕事、 ボランティアや奉仕活動など人の役に立つ 活動、預貯金の出し入れ	仕事：店番や畑仕事など自営業の手伝いを 続ける 活動：地域の奉仕活動に参加 経済生活：預貯金の出し入れや管理																			
コミュニケーション 家族や友人への手紙やメール、家族や友人 との会話、電話での会話	家族や友人との会話や電話、手紙やメール のやりとりを続ける																			
運動と移動 自宅内・自宅以外の屋内、屋外を円滑に移 動、移動にバス・電車・他人が運転する自動 車を使用、自分で自動車や自転車を使って 移動	外出：週に2回は買い物に行く、展覧会、 公園など行きたいところに外出する 旅行：家族や友人と2泊3日の旅行に行く																			
知識の応用 (判断・決定) 日常生活に関する内容について、自分で判 断・決定	何か起こったら自分で判断する、自分のこ とは自分で決める																			
コミュニティライフ・社会生活・市民生活 友人との行き来、趣味や楽しみの継続、候 補者を決めて投票、自治会や老人会の年行 事・お祭りへの参加など	交流・参加：自治会のお祭りに参加、老人 会の行事に参加、候補者を決めて投票 楽しみ；趣味の会に参加する、週に1回外 出する、趣味を持つ																			
30	報 酬 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">類 型</th> <th style="text-align: center;">報 酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメントA</td> <td> 438単位 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位 </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	報 酬	介護予防ケアマネジメントA	438単位 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位	報 酬 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">類 型</th> <th style="text-align: center;">報 酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメントA</td> <td> 1月につき 442単位 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 1月につき 4単位減算 ・業務継続計画未策定減算 1月につき 4単位減算 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 1月につき 300単位 ○委託連携加算 300単位 </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	報 酬	介護予防ケアマネジメントA	1月につき 442単位 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 1月につき 4単位減算 ・業務継続計画未策定減算 1月につき 4単位減算 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 1月につき 300単位 ○委託連携加算 300単位										
類 型	報 酬																			
介護予防ケアマネジメントA	438単位 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位																			
類 型	報 酬																			
介護予防ケアマネジメントA	1月につき 442単位 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 1月につき 4単位減算 ・業務継続計画未策定減算 1月につき 4単位減算 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用 ○介護予防ケアマネジメント初回加算 1月につき 300単位 ○委託連携加算 300単位																			

30	<p>介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算（R3新設）</p> <p>利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定できます。</p>	<p>介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算（R3新設）</p> <p>利用者1人につき介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り算定できます。</p>
31	<p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求</p> <p>介護予防ケアマネジメント費の請求及び給付管理票の国保連への送付は、介護予防支援と同様地域包括支援センターが行います。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの一部委託を受けている居宅介護支援事業所は、サービス月の翌月5日までに、各地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメント費の内訳書、給付管理票データを提出します。</p>	<p>7 介護予防ケアマネジメント費の請求</p> <p>介護予防ケアマネジメント費の請求及び給付管理票の国保連への送付は、地域包括支援センターが行います。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの一部委託を受けている居宅介護支援事業所は、サービス月の翌月5日までに、各地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメント費の内訳書、給付管理票データを提出^{※12}します。</p> <p>※12 地域包括支援センターへの介護予防ケアマネジメント費の内訳書、給付管理票データの提出について…</p> <p>USBでの提出の他、メールでの提出も可能ですが、メールにパスワードをかける、データを添付したメールとは別にパスワードを伝えるなど、いずれの提出方法においても十分なセキュリティ対策を行い、個人情報の取扱いに注意するようにしてください。</p>
31	<p>※1~11 各様式は市HPに掲載</p>	<p>※1~4、6、9 各様式は市ホームページに掲載</p> <p>※7、10、11 各様式は厚生労働省「介護予防ケアマネジメント実施における関連様式例一覧」参照</p> <p>※8 様式は厚生労働省ホームページ掲載「介護予防マニュアル 第4版」参照</p>